

国家戦略特区 今後の進め方について

平成27年10月20日

秋池 玲子
坂根 正弘
坂村 健
竹中 平蔵
八田 達夫

1、「新3本の矢の1本目(強い経済)」の実現に向けて

－「岩盤規制改革の工程表」を踏まえた規制改革の加速化－

- ・ アベノミクス第2ステージが始まるに当たり、「新3本の矢の1本目(強い経済)」を実現するため、従来の「第3の矢」の柱である「規制改革の総仕上げ」が必要。
- ・ このため、具体的には、「『日本再興戦略』改訂2015」に基づき、<別紙>の「岩盤規制改革の工程表(重点事項と来年度末までの改革スケジュール)」(平成27年1月27日付)に沿って、本年度内の集中取組期間における岩盤規制改革を断行すべき。

【参考】『日本再興戦略』改訂2015(6月30日閣議決定)－抜粋－

5. 立地競争力の更なる強化

5-1. 「国家戦略特区」の実現

(3) 新たに講ずべき具体的施策

ii) 残された集中取組期間における国家戦略特区の加速的推進

国家戦略特区により、本年度末までの集中取組期間内に、いわゆる岩盤規制全般について突破口を開いていくためには、第8回及び第11回国家戦略特別区域諮問会議において示された「岩盤規制改革の工程表(重点事項と改革スケジュール)」も踏まえ、残り1年弱の間に一層のスピード感を持って、大胆な規制改革を実現することが不可欠である。

- ・ 遅くとも次期通常国会において、農林漁業分野等における残された課題について、国家戦略特区により解決すべき。
このため、本年末までに、①国家戦略特区における成果と進捗状況全体のレビューを行うとともに、②残された期間内に必ず実現すべきことの再確認・最終チェックを行うべき。

※ 農業改革については、養父市が、企業による農地所有の際の諸懸念を払拭するために今般制定した「農地保全条例」を議論の梃子とすべき。）

2、その他

- ・ 上記1、の実現のためにも、特区諮問会議については、引き続き高い頻度で開催し、
 - ①特区における具体的事業の見える化
 - ②大胆な規制改革事項の追加
 - ③熱意ある首長が主導する区域の追加を加速していくべき。

- ・ 上記①については、特に、9月から施行された 改正特区法の「追加メニュー」の代表格である
 - －「公設民営学校」(大阪市のグローバル人材育成学校、愛知県の高専部分の民営学校)
 - －「外国家事支援人材受入れ」(神奈川県、大阪府)の2つを早期に実現すべき。

第11回 国家戦略特別区域諮問会議（平成27年1月27日）資料

岩盤規制改革の工程表（重点事項と来年度末までの改革スケジュール）

（注1）以下の事項は、第2回 国家戦略特区諮問会議（2014年1月30日）の有識者資料に例示として掲げたものであり、重点事項として、これ以外を排除するものではない。

（注2）※は、現行の国家戦略特区法に係る規制改革事項（いわゆる「初期メニュー」）等として、一定の措置がなされている事項（特段の記載がない限り、国家戦略特区法において、2014年4月に施行済み）。

<医療・介護・保育等>

※ 病床規制の撤廃

※ 混合診療

→ 「患者申出療養（仮称）」について、次期通常国会に法案提出（全国措置）

※ 医学部の新設

→ 国家戦略特区法に基づき検討中。本年度内に速やかに措置

※ 株式会社の参入とイコールフットイング（医療機関、特別養護老人ホーム、保育所の経営等）（一部、構造改革特区で実現）

→ 遅くとも来年度に法案提出（少なくとも特区で実現。以下同じ。）

○ 医療法人の理事長資格要件（医師・歯科医師）の見直し

→ 本年度内に速やかに法案提出

○ 遠隔診療の拡大

→ 本年度内に速やかに措置

<労働>

※ 解雇ルールの明確化

※ 有期雇用規制の見直し（前臨時国会で法案成立済み）

- 労働時間規制の見直し
 - 「新たな労働時間制度」について、次期通常国会に法案提出(全国措置)
- 有料職業紹介事業等の見直し
 - 遅くとも来年度内に法案提出
- 外国人在留資格の抜本の見直し
 - 本年度内に速やかに法案提出

<教育>

- ※ 公設民営学校の実現
 - 本年度内に速やかに法案提出
- 株式会社の学校経営への参入とイコールフットイング
 - 遅くとも来年度内に法案提出
- 教育バウチャー
 - 遅くとも来年度内に措置
- 教育委員会制度の見直し(前通常国会で法案成立済み)

<農業>

- ※ 農業委員会の改革
- ※ 農業生産法人要件の見直し(役員要件等)
- 農業協同組合の在り方を見直し
 - 上記3事項について、次期通常国会に法案提出(全国措置)
- 農業生産法人要件の見直し(上記以外)
 - 遅くとも来年度内に法案提出